

答 申 第 4 号
平成30年9月19日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成28年9月30日付け芦都住第942-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

1 市営住宅建替計画から高浜町1番地大規模集約事業への変更計画は何時始まり
又決定に至る迄の策定経過に係るすべての公文書（電磁含）及び2 芦屋大学グランド
購入に至る経緯及び購入決定までの経過にかかわるすべての公文書（電磁含）につい
てなされた平成28年7月20日付け公文書部分公開決定処分に対する審査請求に関
する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市都市建設部住宅課（以下「実施機関」という。）が、1市営住宅建替計画から高浜町1番地大規模集約事業への変更計画は何時始まり又決定に至る迄の策定経過に係るすべての公文書（電磁含）及び2芦屋大学グラント購入に至る経緯及び購入決定までの経過にかかわるすべての公文書（電磁含）の公文書公開請求について、平成28年7月20日付けで芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）において非公開とした部分については、情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号、以下「条例」という。）第7条第1号及び第2号を理由として非公開とした部分を除いて公開することが妥当である。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、平成28年7月5日付けで条例第6条の規定に基づき、1市営住宅建替計画から高浜町1番地大規模集約事業への変更計画は何時始まり又決定に至る迄の策定経過に係るすべての公文書（電磁含）及び2芦屋大学グラント購入に至る経緯及び購入決定までの経過にかかわるすべての公文書（電磁含）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成28年7月20日付けで実施機関が本件処分を行った。
- 3 平成28年9月15日付けで本件処分の取り消しを求める審査請求がなされた。
- 4 本件処分を行った際に非公開とした「現行ストック計画とのコスト比較」文書中の単価及び金額（以下「設計単価等」という。）について、既に芦屋市議会への説明資料で同様の情報を公開していたことが判明したため、実施機関は、平成28年12月12日付けで設計単価等を公開する変更決定を行った。
- 5 実施機関は、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成16年芦屋市条例第20号）第11条に基づき、本件処分を行った際に非公開とした「管理会議の開催結果について（報告）」文書中の市長の発言の一部を公開することが妥当であったとする平成30年8月9日付け意見書を、本審査会に提出した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

平成28年7月5日付け本件請求に対し、平成28年7月20日付けで本件処分がなされ、「管理会議の開催結果について（芦都住第263号）」における「現

行ストック計画とのコスト比較」(現行建替計画と大規模集約事業とのコスト比較表)は、コスト比較総計対比のみ公開され、設計単価等の部分は非公開の決定通知がなされた。この処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 市営住宅は建替予定が平成26年、高浜町1番市営住宅大規模集約事業計画及び芦屋大学グラント購入が賛成多数で議決されている。しかしながら、市は市営住宅の建替計画から集合化計画変更の合理的要因として、議会に対し、財政負担軽減を図ることができると説明しているが、算定根拠となる対比表を一切公開していない。
- (2) 市営住宅集約事業だけで総額115億円以上(同規模民間分譲マンションの約倍額)、緊急必要性のない消防分署建替えや、福祉関連施設建設計画を含め、過去、芦屋市が経験したことの無い巨額な事業計画である。

芦屋市は、市広報にて市民に対して、市営住宅の集合化事業計画の変更経緯、その事業内容、及び集合化事業地(芦屋大学グラント)購入経緯、取引内容(購入額内訳)を一切公開していない(尚、芦屋学園は不明朗会計で90億円の資産喪失が露見。教職員組合の告発騒動となっている)。市は、市ホームページに公開済みと説明しているが、ネット知識と、市政に特に関心のあるごく一部の市民を除いて、市ホームページを開けても大規模集約事業計画の有無は不明である。ほとんどの市民は事業計画があること自体を知らない状況であった。

広く市民のコンセンサスを得て実施されなければならない大規模事業計画であるが、為されていない。

(3) 算定根拠の公開の必要性

本事業にとって最も重要なことは市営住宅の現地建替え費用と大規模事業との比較検討である。ところが、芦屋市は対比に係る費目別の総額及び総計したコスト金額は掲示するものの、その算定根拠(各費目別算定単価)は議会に対しても、請求人に対しても明らかにしていない。算定根拠が明らかでなければ、現地建替えと大規模集約事業とのいずれが優れているか判断することができない。

芦屋市の説明によると、6団地売却の内、阻害要因により2団地のみの売却予定となっている。大規模集約事業の算定根拠には6団地の算定根拠と、売却予定価格が前提とされている。

しかし、芦屋市の説明では6団地売却の前提条件が崩れており、正確な予測金額が出せないと説明している。このことは、大規模集約事業の優位性を示す根拠が存在しないことを示している。

尚、算定根拠非公開の理由として、「大規模集約事業の進捗に支障をきたす」と芦屋市は説明している。事業の最も根幹に係る算定根拠を公開すれば、事業の進捗に支障をきたすというのは、論理的に破綻しているものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、次のとおりである。

当事業は市内公営住宅6団地を集約し、平成30年度に移転完了を予定している。移転完了後、既存建物の解体を行い、4団地については、用地の売却を予定していることから、用地の売却、建物の解体工事の発注に関する契約等に係る事務において、単価及び積算額を公表することによって、事前に価格等の推測が可能となり、入札及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、部分公開決定処分において非公開とした「現行ストック計画とのコスト比較」の設計単価等については公開できないものである。

なお、「現行ストック計画とのコスト比較」でコスト比較するために各項目の数量、単位、金額及び総額を比較し、財政負担軽減が図られているかの比較検討が出来ないと主張しているが、本件処分では、各項目の数量、単位及び項目ごとの総額は公開しているため、大規模集約事業を実施することで財政的な負担軽減が図られていることは、この総額の対比から見ても明らかであると判断できると解する。

第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求の趣旨及び理由においては、本件処分の非公開部分のうち、主に設計単価等が事務事業情報であることを理由に非公開とされたことに対し、当該非公開部分の公開を求めていると思われる。

しかし、実施機関はその後、議会に対し、単価が記載された資料を配布していたことを理由として平成28年12月12日付けで設計単価等を公開する決定を行った。

したがって、この部分については審査請求の利益が消滅していると考え、審査会は判断を行わない。

- 2 また、本件審査請求は、設計単価等以外の非公開箇所について争う趣旨を含む

のか明確でないが、審査請求の趣旨において結論として本件処分の取消しを求めているので同処分の非公開部分すべてについて審査の対象とすることとし、以下判断する。

- 3 まず、本件処分において事務事業情報を理由として非公開とされた市長の発言の一部については、実施機関が本審査会に提出した上記（第2 事案の経過 5）の意見書の趣旨を考慮するならば、もはや非公開とする理由はないと考える。
- 4 次に、個人情報及び法人情報を理由として非公開とされた個人、法人及び法人代表者の印影については、公にすることによって個人又は法人の権利利益を不当に害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当と考える。
- 5 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年9月30日	諮問書の受理
平成28年10月17日	第1回審議
平成28年12月15日	第2回審議
平成29年1月23日	第3回審議
平成29年2月16日	第4回審議
平成29年3月29日	第5回審議
平成29年5月11日	第6回審議
平成30年7月11日	実施機関意見陳述 第7回審議
平成30年8月9日	第8回審議
平成30年9月19日	第9回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	

亀若 浩幸	弁護士	
-------	-----	--